



# ～戮力協心～ NO.45

2023年4月21日

発行責任者 池尻 和寛

編集責任者 情 宣 部

利用は少し待った方が良くかも…

## システム改善に向け、本社へ働きかけ実施 新ベネフィットステーション リニューアルでエラー多発！



サイトのリニューアルが終わり、4月16日から利用開始された新しいベネフィットステーションですが、早々にエラーが多数あることがわかりました。また、リニューアルしたサイトが使いづらい等の意見も多数寄せられました。

システム改善に向け、本社へ働きかけ実施

こうした意見を受けて貨物労組は、様々なエラーが出ている件を本社に追及、その結果、本社厚生グループが改善に向け、ベネフィットに働きかけるとの回答を得ました。

### ◆本部に寄せられたご意見◆

- ・カフェテリアプランのポイント情報を見たら、ポイントの利用制限が撤廃されていない!
- ・購入した後にエラーが出る!
- ・最初、決済方法にベネフィットポイントが出ず、そのまま進んだら何ポイント使うか出てきた(わかりづらい)。
- ・旧サイトを使ってしまった(ログインしないと新サイトに入れない)。

『戮力協心』No.44 標準報酬月額について

## 焦らないで! ポイントは逃げません!

『戮力協心』No.44でも書きましたが、4～6月の内に利用したカフェテリアポイントも、標準報酬月額の計算に含まれてしまい、月々の社会保険料が高くなってしまいます。

焦らずに、待てる方はサイトの改修が終わるまで一旦待ちましょう!

新ベネアカウントも登録したし、早速ポイントを…  
今すぐ使う頃かも? 「標準報酬月額」が上がって「社会保険料」が高くなる可能性が!

- 社会保険料: 毎月会社員の給料から天引きされる(健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料)等の総称。この月の保険料が「標準報酬月額×各保険料率」の計算式で算出されます。
- 標準報酬月額: 社会保険料や保険給付額等を定めるための基準となる金額。→4～6月に実際に支払われた給与総額を3で割り、算出された平均額(報酬月額)を保険料額に当てはめて決めます(各月参照)。
- “実際に支払われた給与”とは、基本給、家族手当、住宅手当、通勤手当等、労務の対価として受けるもの全てを含みます。

つまり…  
4～6月に使用したカフェテリアポイントも標準報酬月額の計算に含まれます! しかも…!

2023年4月～  
・雇用保険率が引き上げ(労働者負担0.5%→0.6%)  
・13都府県(東京、愛知、大阪、福岡等)で健康保険料率引き上げが行われます!!

JR貨物労組青年部

その他、何か気が付いたことがありましたら、お近くの組合役員まで!